

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>
<作成局における保管期間満了時期：2038年12月>
<配付先：金融政策決定会合関係者限り>

2008.10.14

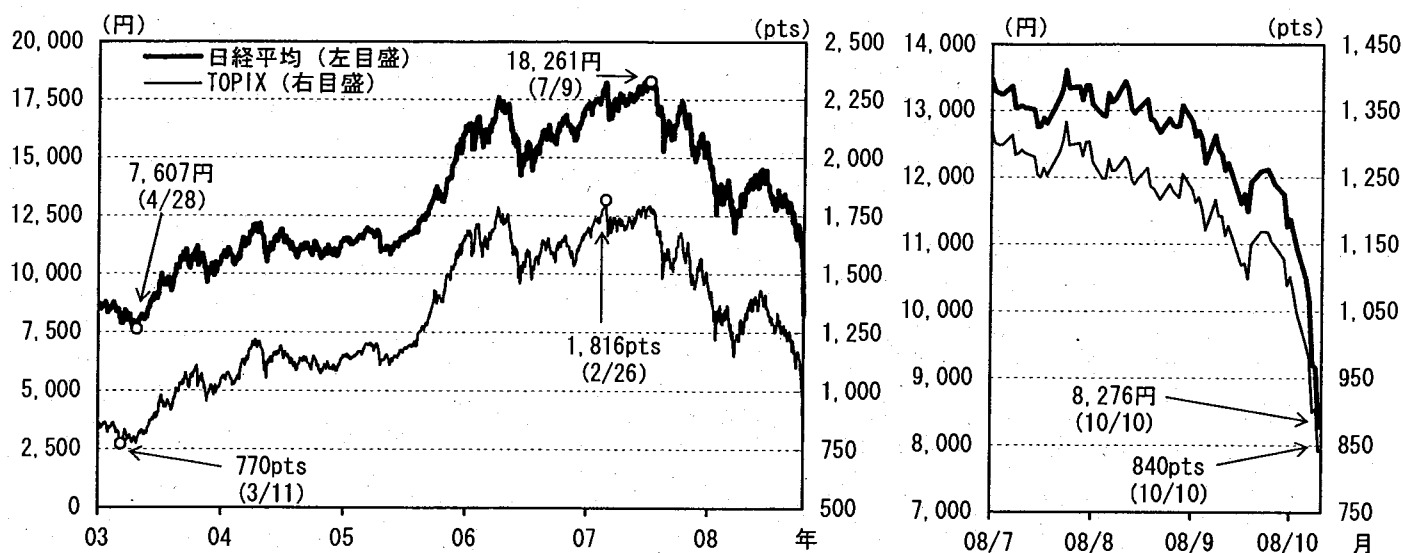
金融市場局

最近の金融市場の動向

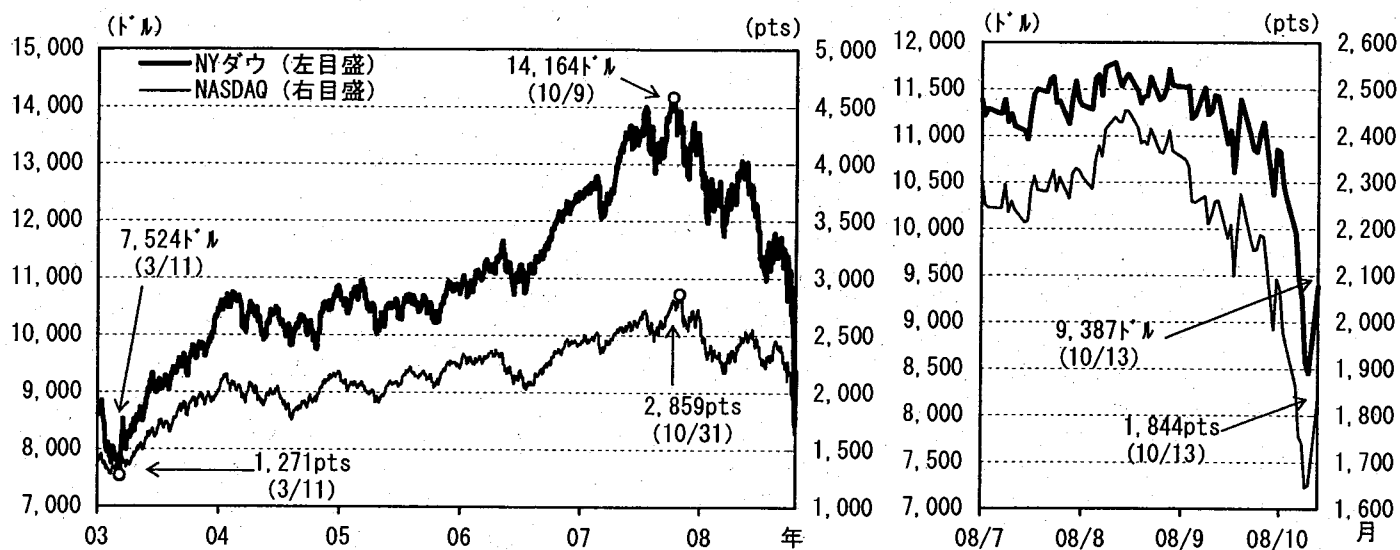
- （図表 1） 株式相場の推移
- （図表 2） 長期金利の推移
- （図表 3） 主要為替相場の推移
- （図表 4） 社債流通利回りの対国債スプレッドの推移
- （図表 5） 米欧金融機関を巡る動き
- （図表 6） ドル調達レートの推移
LIBOR-OIS スプレッド（3 か月物）の推移
- （図表 7） ドル調達プレミアムの推移
- （図表 8） 米ドル資金供給オペの結果一覧
- （図表 9） 東京レポレートの推移
- （図表 10） 金利市場の歪み
- （図表 11） 共通担保の受入状況
- （図表 12） CP 市場の動向

株式相場の推移

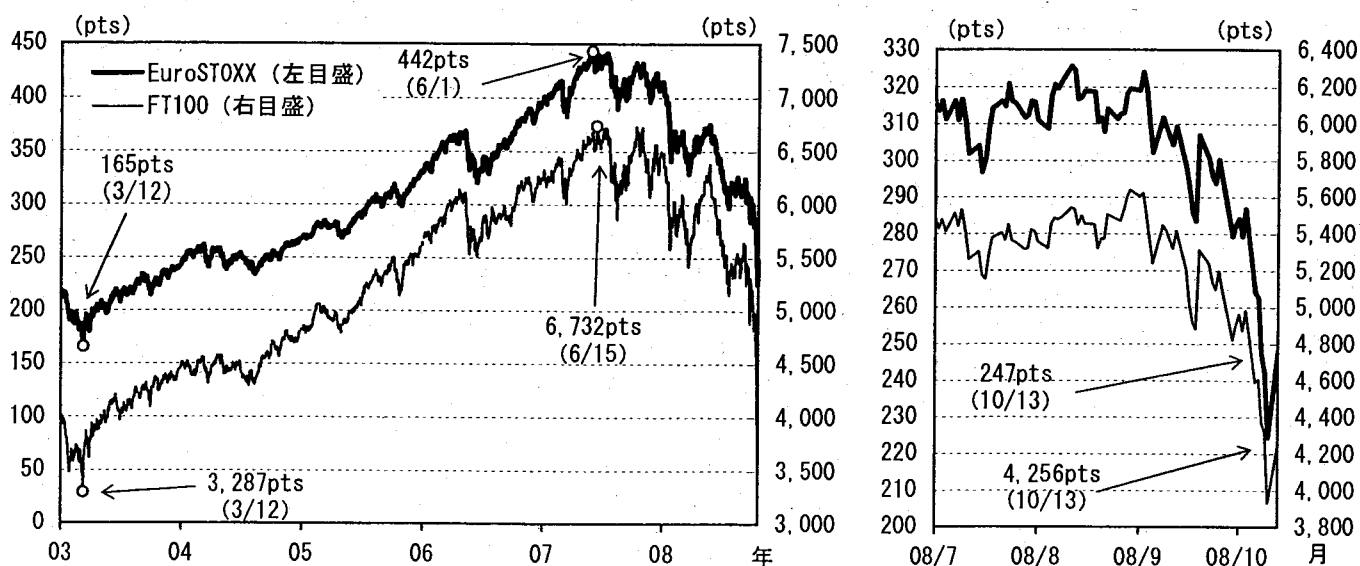
(1) 国内株価の推移



(2) 米国株価の推移



(3) 欧州株価の推移

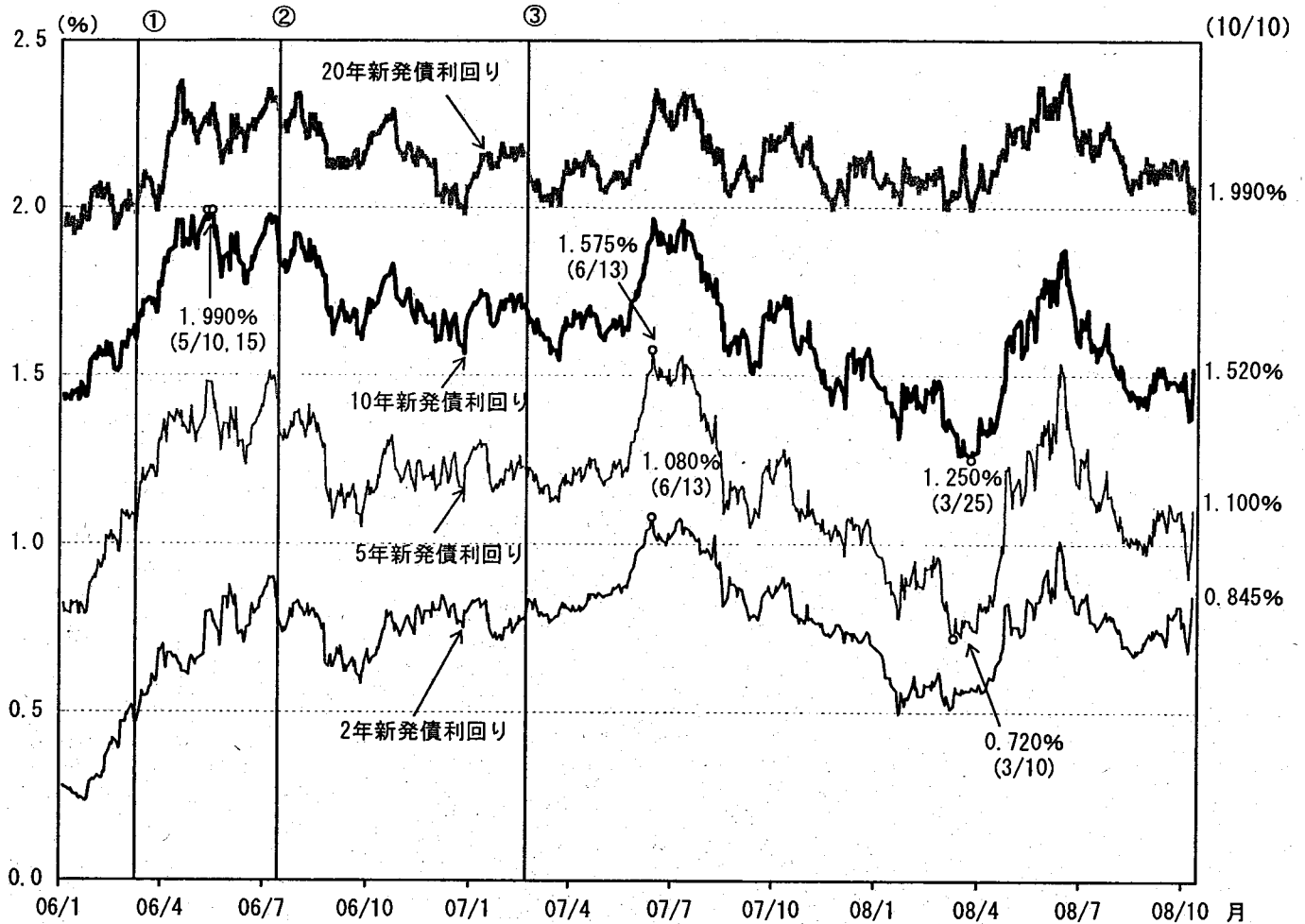


(注) 直近は、TOPIX、日経平均は10/10日、その他は10/13日。

(出所) QUICK、Bloomberg

長期金利の推移

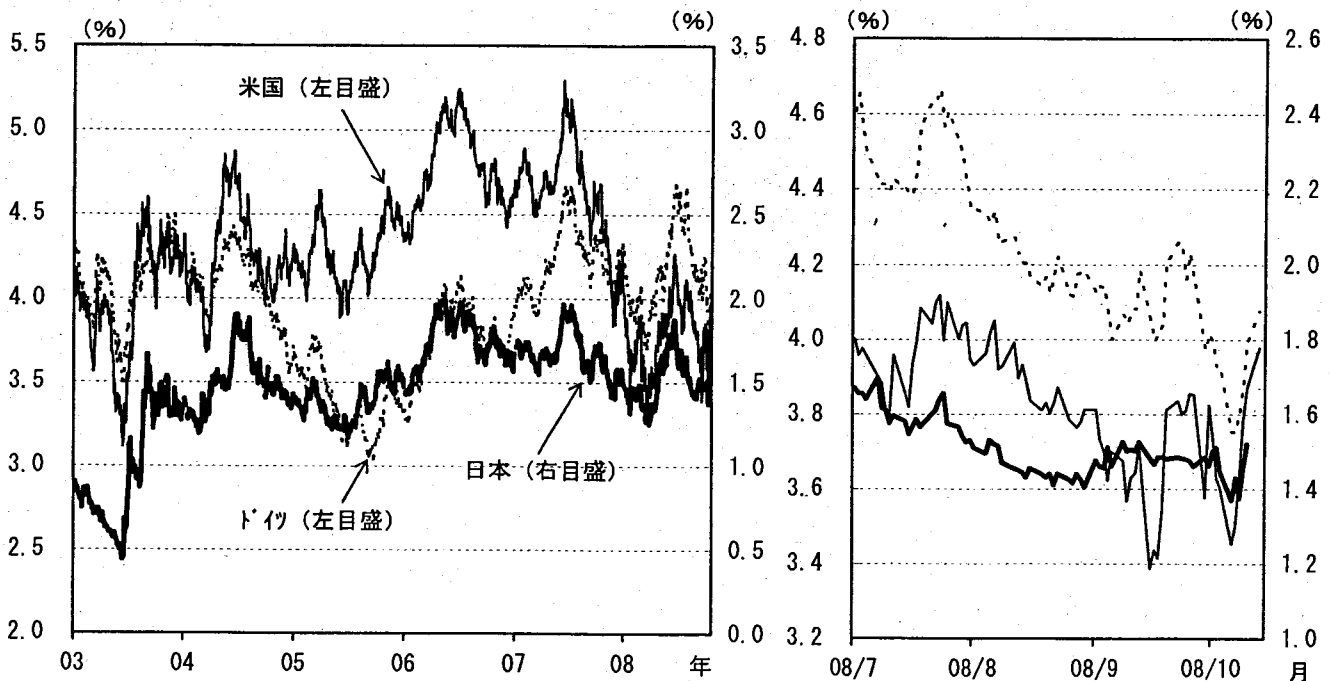
(1) 国内年限別の推移



(注) ①06/3/9日: 量的緩和政策解除、②06/7/14日: 政策金利引き上げ、③07/2/21日: 政策金利引き上げ。

(出所) 日本相互証券

(2) 10年国債利回りの推移



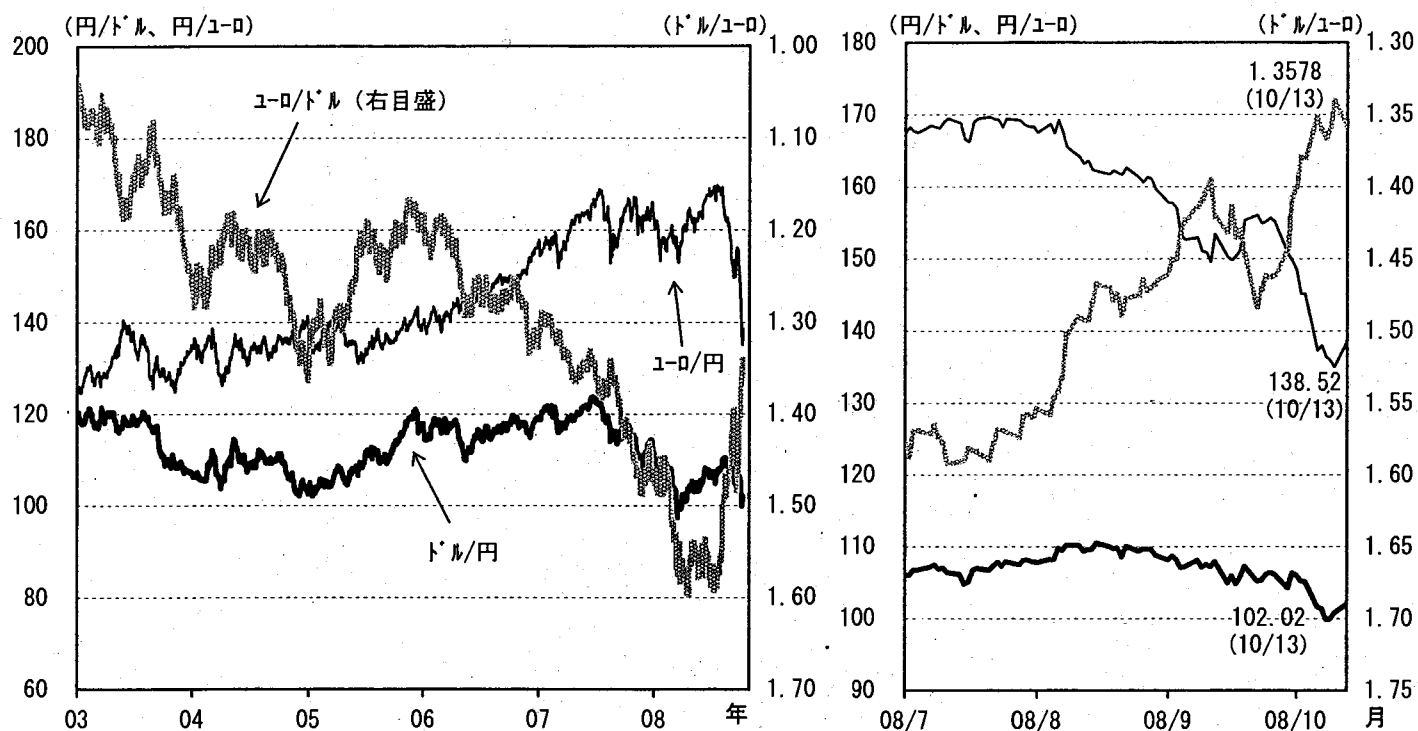
(注) 直近は、日本は10/10日、その他は10/13日。

(出所) Bloomberg、日本相互証券

(図表 3)

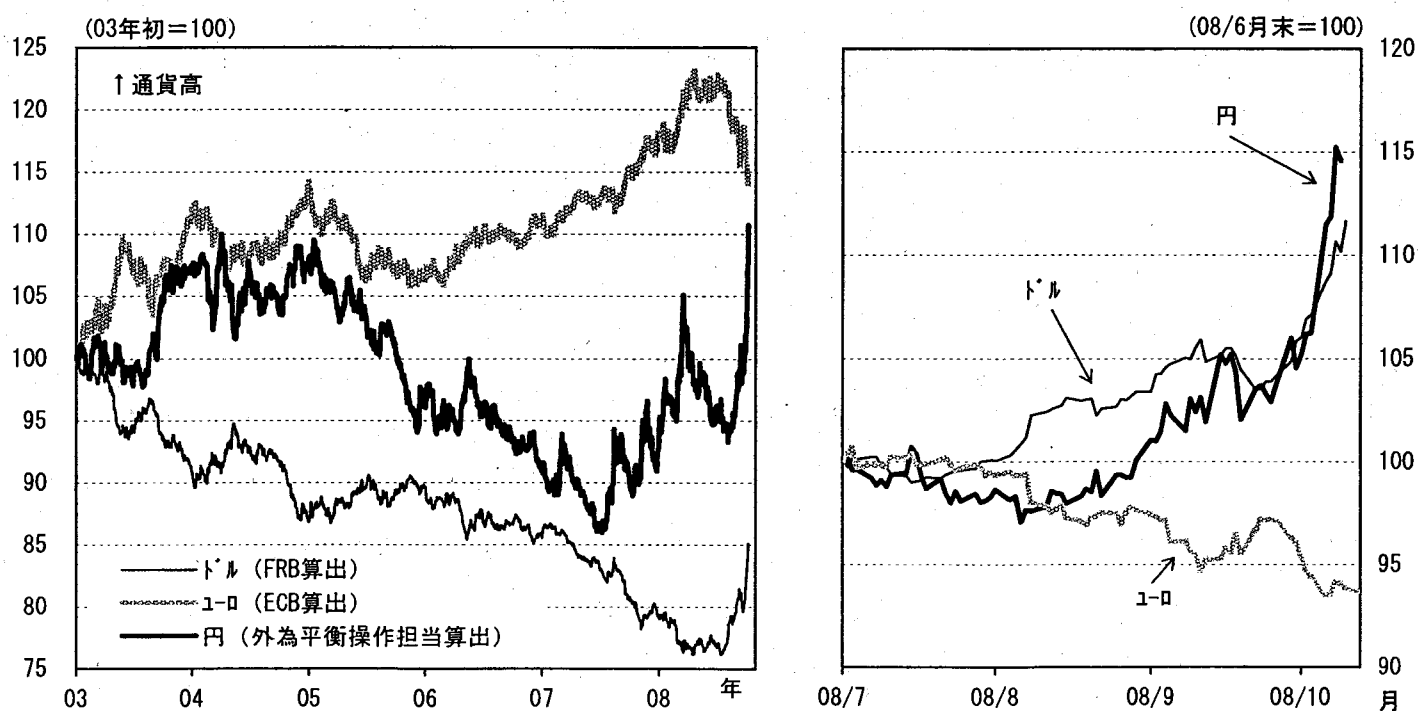
主要為替相場の推移

(1) ドル/円、ユーロ/円、ユーロ/ドル相場の推移



(注) 原則NY市場16時時点。

(2) 名目実効為替レートの推移



(注) 直近は、ドルは10/10日、ユーロは10/13日、円は10/9日。

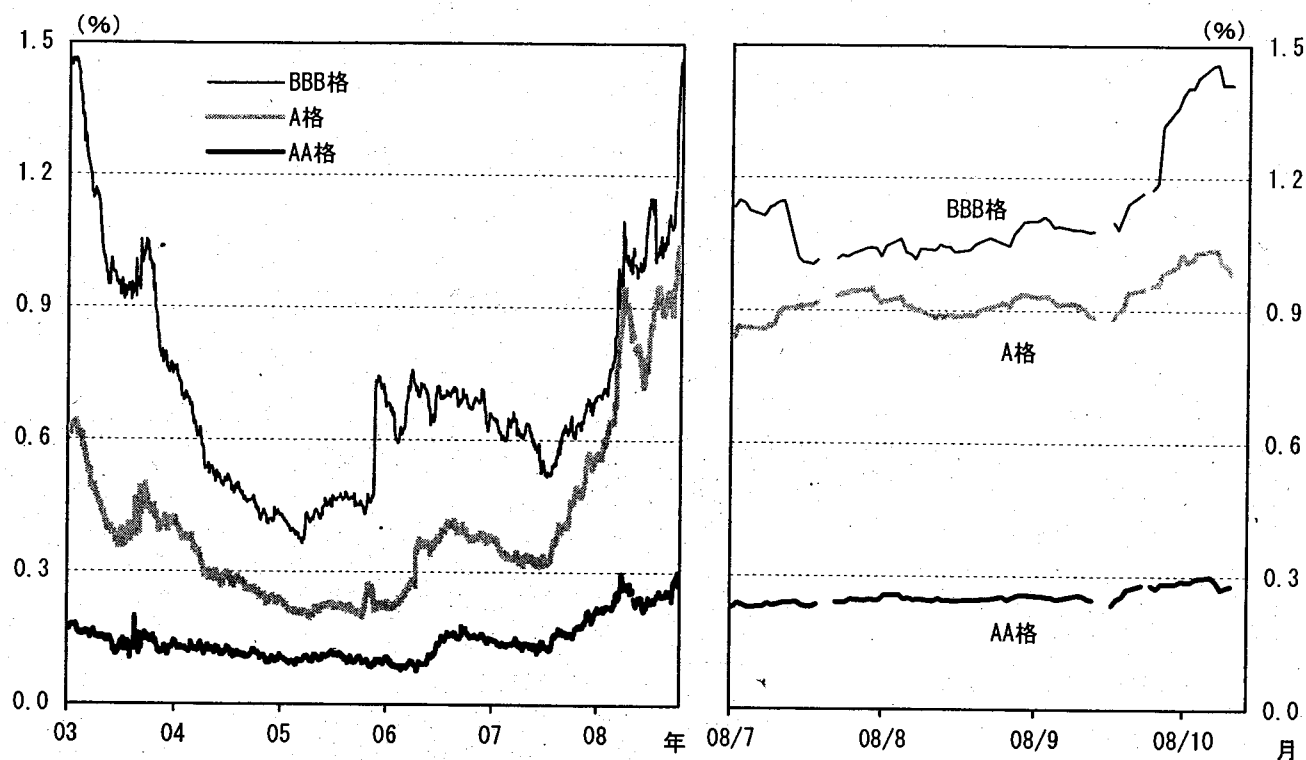
(出所) ドルはFRB (ユーロ、円、ラ米、アジア通貨等26通貨ベース)

ユーロはECB (米ドル、英ポンド、円等22通貨ベース)

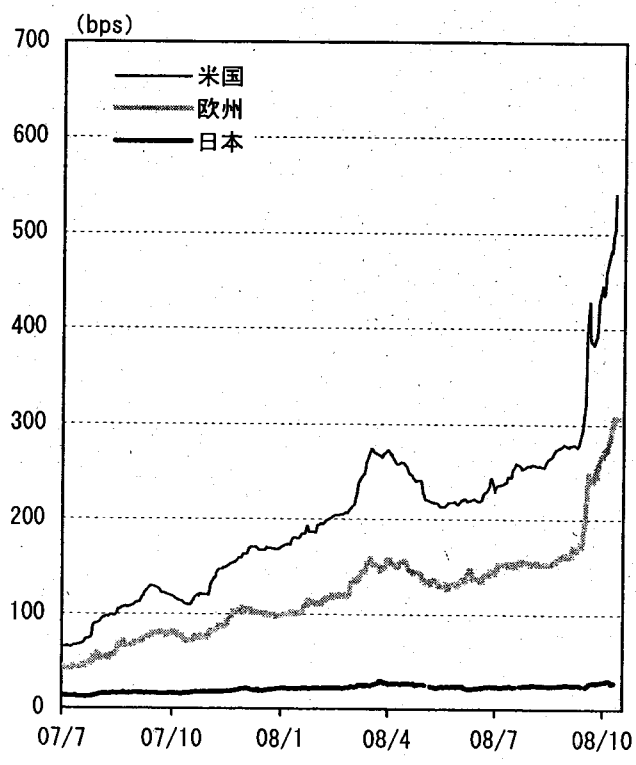
円は日本銀行 (米ドル、ユーロ、アジア通貨等15通貨ベース)

社債流通利回りの対国債スプレッドの推移

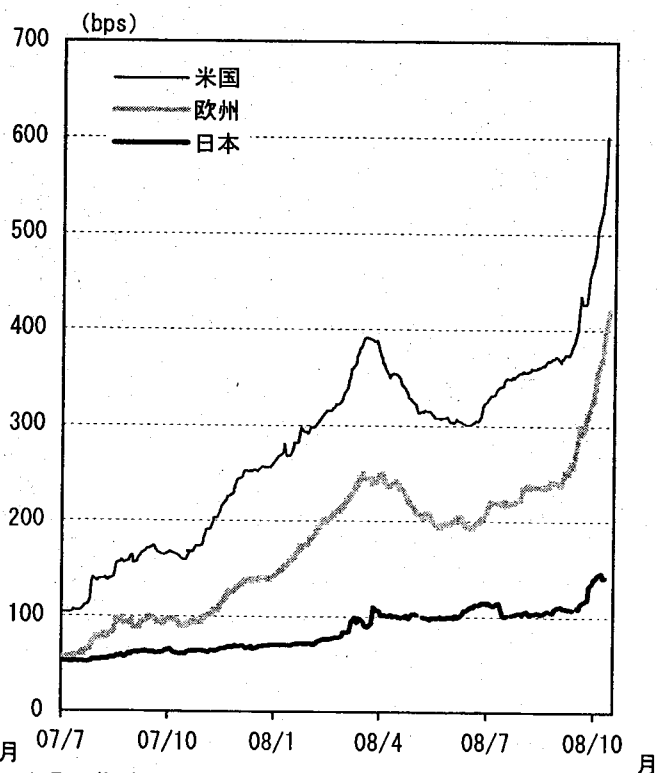
(1) 国内社債の動向



(2) 高格付社債 (AA格) の動向



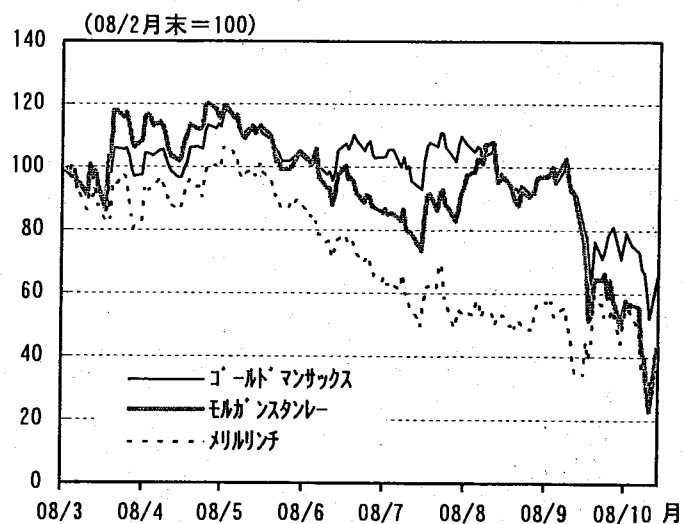
(3) 低格付社債 (BBB格) の動向



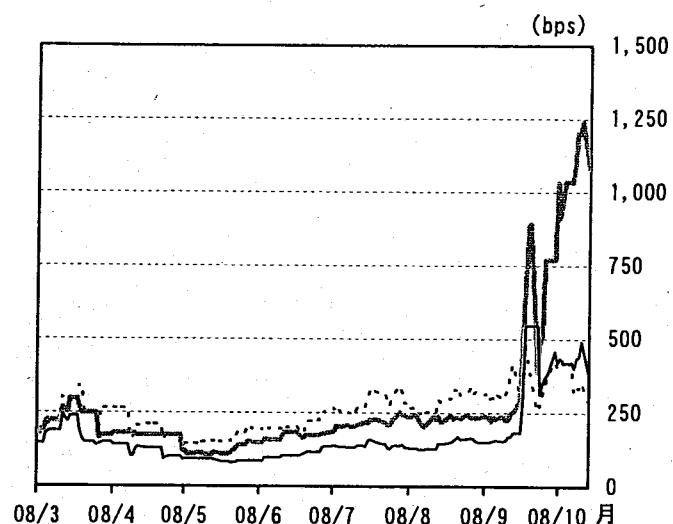
- (注) 1. 日本の社債流通利回りは売買参考統計値、格付はR&Iによる。集計対象は、残存3年以上7年未満の銘柄。
 2. 米欧はメリルリンチ算出、格付けはMoody's、S&P、Fitchによる。集計対象は、残存3年以上5年未満の銘柄。
 3. 直近は米国と日本は10/10日、欧州は10/13日。

(出所) Bloomberg、日本証券業協会、日本銀行

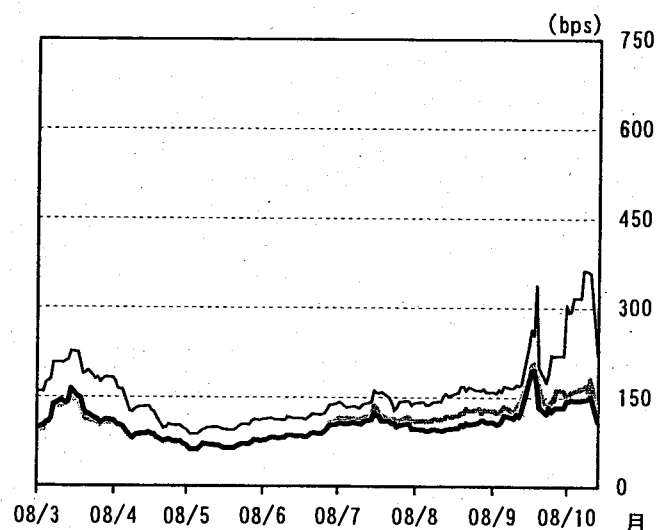
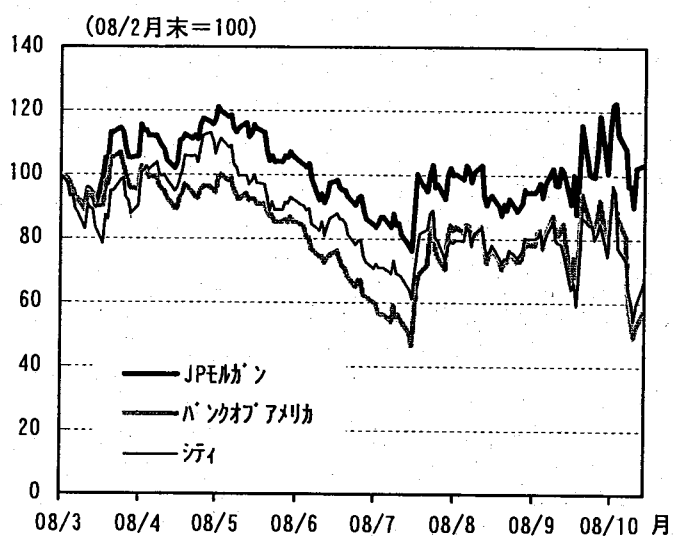
米欧金融機関を巡る動き

株価
(1) 米系(投資)銀行

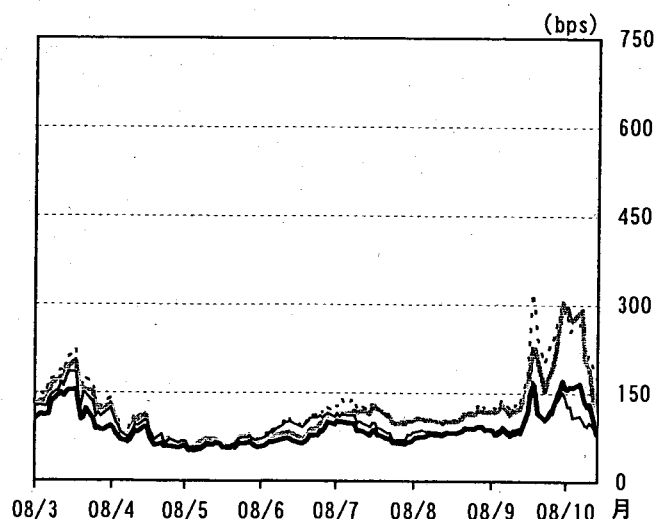
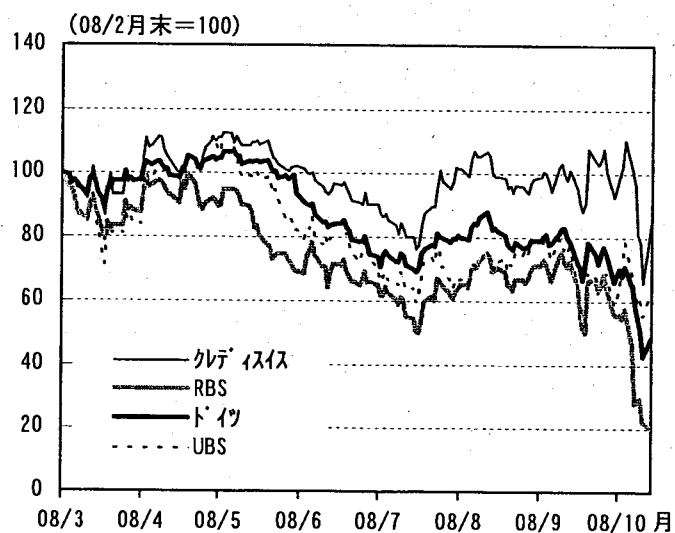
CDSプレミアム



(2) 米系商業銀行



(3) 欧州系銀行

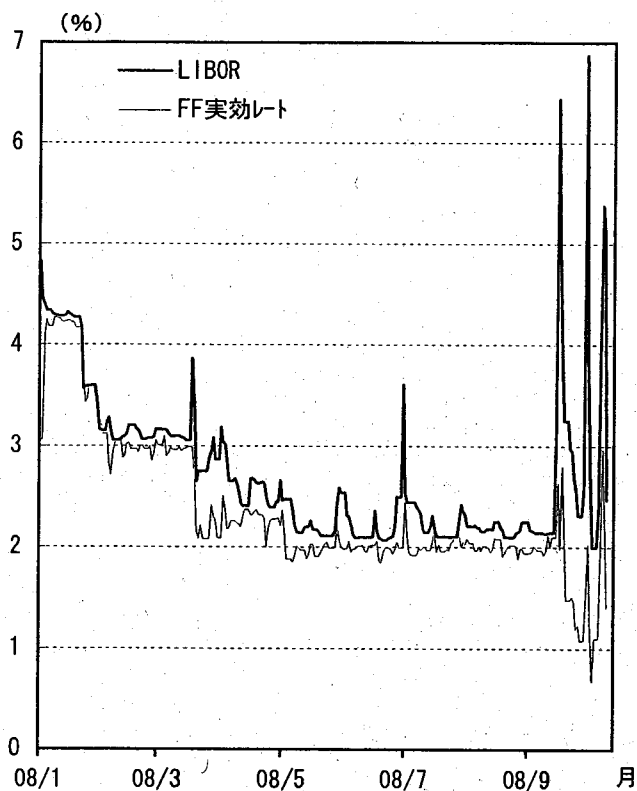


(注) 直近は10/13日。

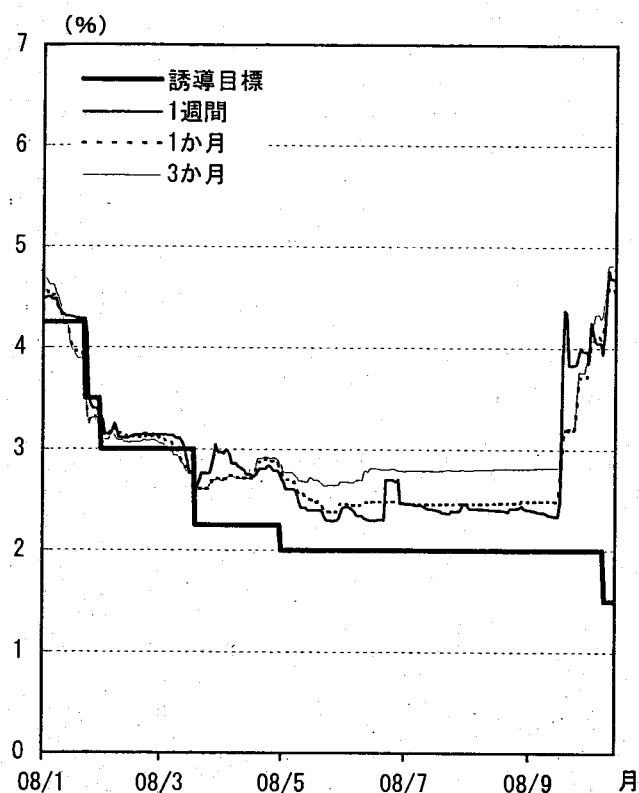
(出所) Bloomberg

ドル調達レートの推移

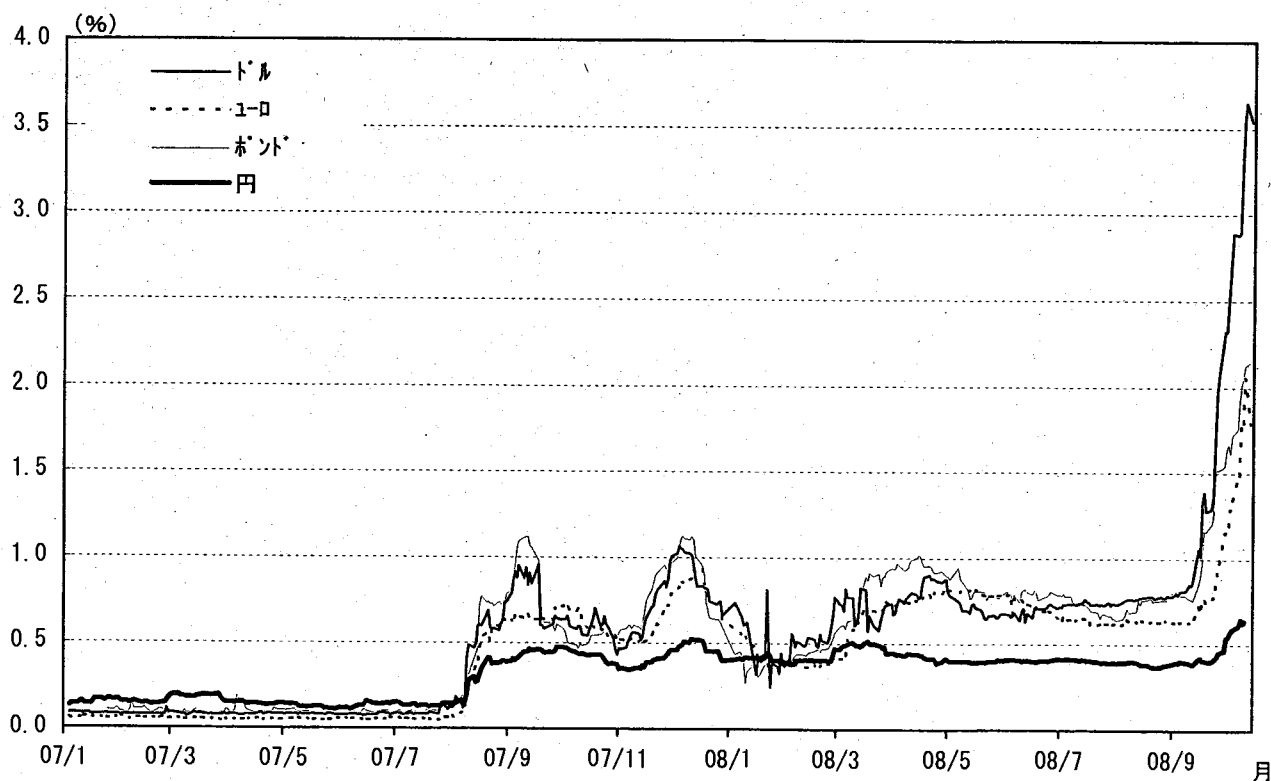
(1) 翌日物



(2) ターム物 (LIBOR)



LIBOR-OISスプレッド (3か月物) の推移

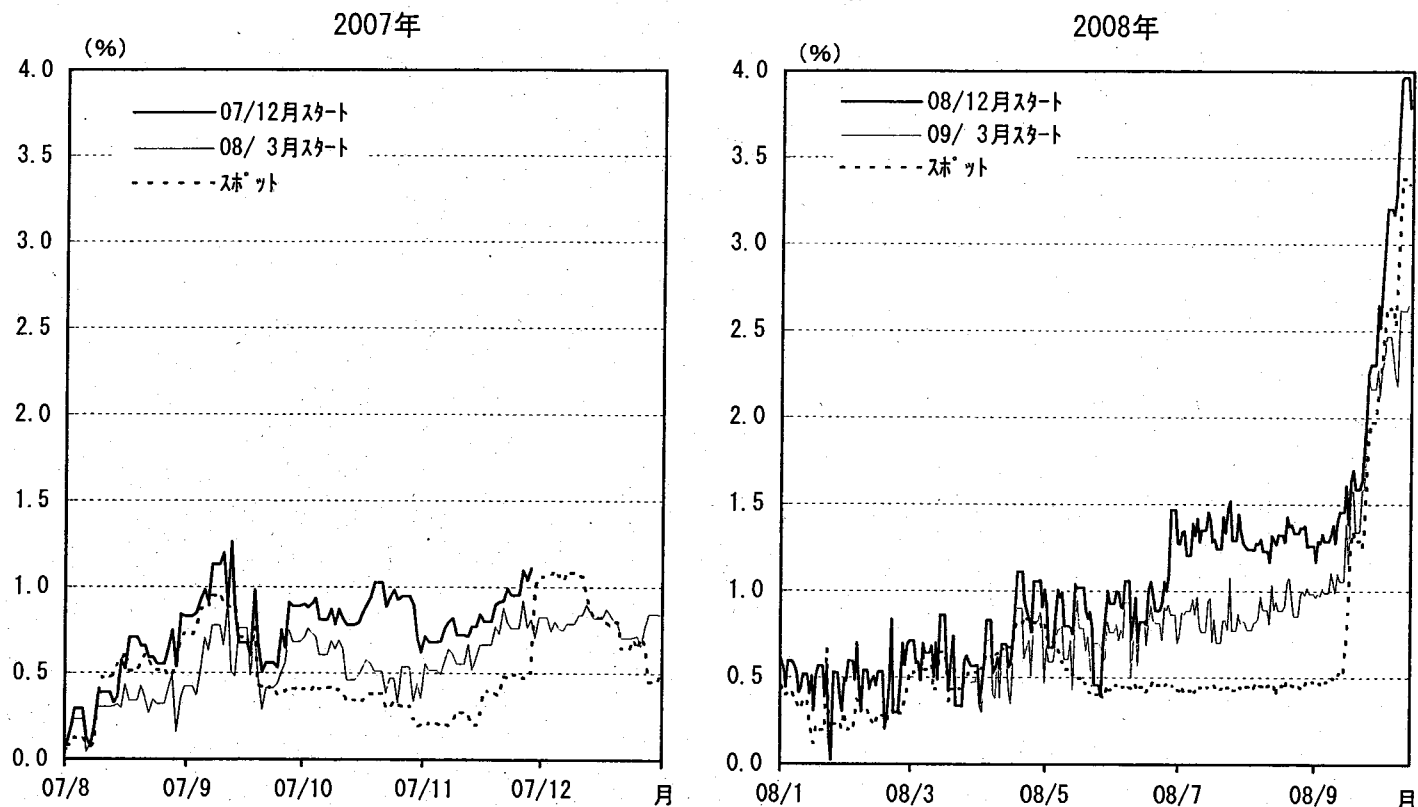


(注) 直近は、円は10/10日、その他は10/13日。

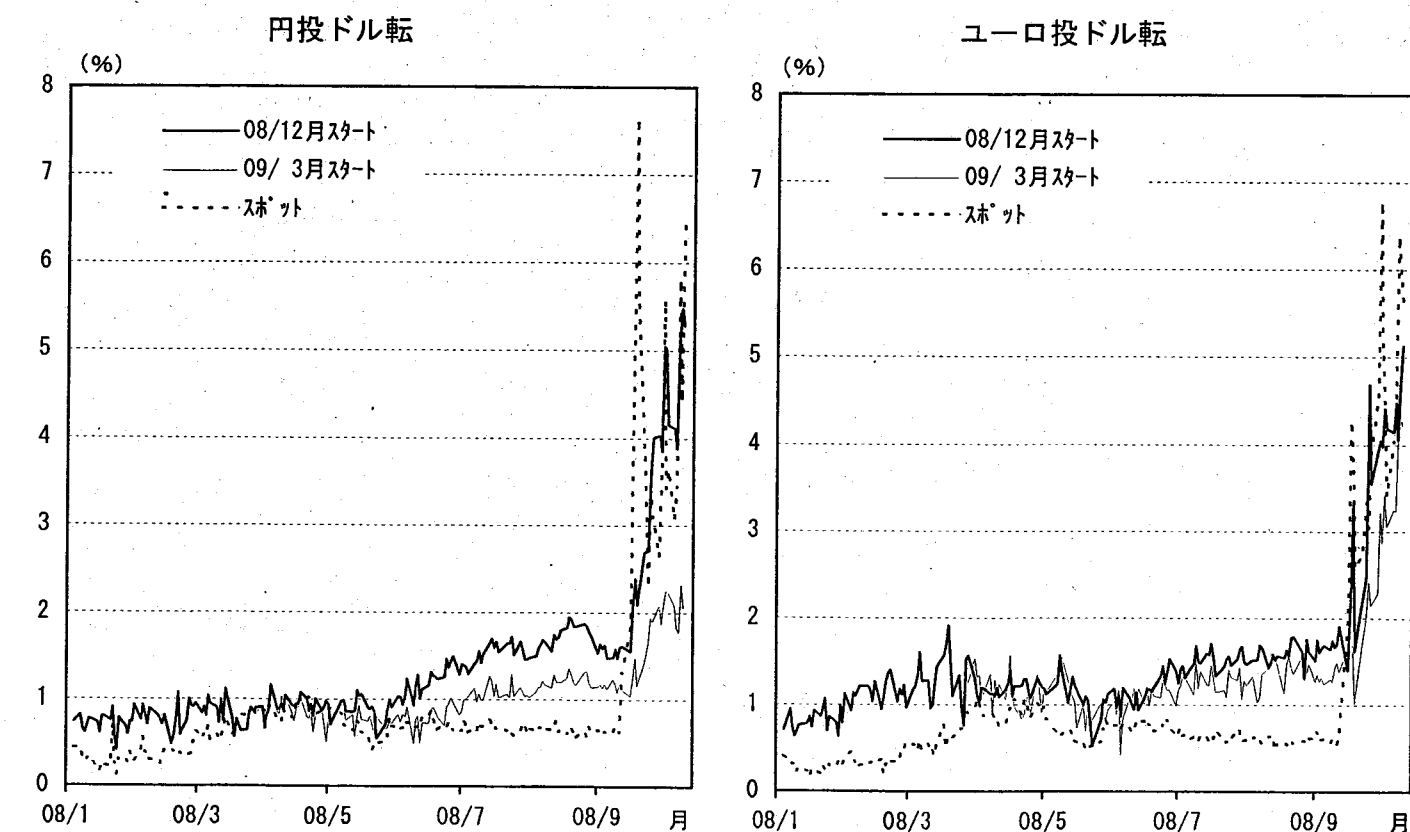
(出所) Bloomberg、ロイター、メイタン・トラディション

ドル調達プレミアムの推移

(1) ドルLIBOR-OISスプレッド (1か月物フォワード) の推移



(2) ドル転コスト対OISスプレッド (1か月物フォワード) の推移



(注) 直近は、(1)は10/13日、(2)は10/10日。

(出所) Bloomberg、メイタン・トラディション、ロイター

米ドル資金供給オペの結果一覧 (1)

(1) オーバーナイト物

入札日	金額 (億ドル)	応札倍率 (倍)	落札レート (%)	備考
9/15日	200	8.03	4.629	Fed
	500	2.19	4.996	Fed
9/16日	500	1.27	2.609	Fed
9/18日	500	2.05	2.750	Fed
	500	1.55	3.772	Fed
	400	2.54	4.000	ECB
	141	0.35	3.802	BOE
	100	1.02	2.970	SNB
9/19日	200	2.76	2.018	Fed
	400	2.42	3.500	ECB
	208	0.52	2.803	BOE
	100	2.11	2.780	SNB
9/22日	200	2.28	2.200	Fed
	400	2.05	3.250	ECB
	262	0.65	2.056	BOE
	100	1.60	2.720	SNB
9/23日	400	1.94	3.300	ECB
	301	0.75	1.641	BOE
	100	1.49	2.610	SNB
9/24日	400	1.54	2.500	ECB
	299	0.75	2.022	BOE
	100	1.38	2.510	SNB
9/25日	400	1.82	2.550	ECB
	350	0.88	2.115	BOE
	100	1.07	2.370	SNB
9/26日	300	1.38	2.250	ECB
	100	1.24	2.208	BOE
	70	1.19	2.170	SNB
9/29日	300	1.91	3.000	ECB
	100	1.31	2.408	BOE
	82		2.240	SNB
9/30日	300	2.58	1.000	ECB
	307	0.61	0.500	ECB
	100	1.36	5.211	BOE
	100	1.32	5.100	SNB
10/1日	500	1.42	3.250	ECB
	75	0.75	1.949	BOE
	100	1.19	2.440	SNB
10/2日	500	1.34	2.750	ECB
	89	0.89	1.634	BOE
	90		1.910	SNB
10/3日	500	1.66	2.510	ECB
	82	0.82	1.106	BOE
	62		1.340	SNB
10/6日	500	1.82	4.000	ECB
	100	1.05	1.546	BOE
	74		1.130	SNB
10/7日	500	2.18	6.750	ECB
	84	0.84	1.764	BOE
	100	1.21	1.650	SNB
10/8日	700	1.74	1.960	ECB
	86	0.86	3.592	BOE
	100	1.44	3.400	SNB
10/9日	1000	1.16	9.440	ECB
	99	0.99	3.075	BOE
	100	1.12	3.440	SNB
10/10日	939	0.94	4.850	ECB
	85	0.85	2.009	BOE
	100	1.19	2.400	SNB

(注) Fed の落札レート (オーバーナイト物) はエージェンシー債担保の落札レート。

(出所) 各国中銀

米ドル資金供給オペの結果一覧 (2)

(2) ターム物

入札日	ターム	金額 (億ドル)	応札倍率 (倍)	落札レート (%)	対OIS (bps)	備考
9/22日	1か月	750	1.78	3.75	182.1	Fed
	1か月	250	4.40	3.75	182.1	ECB
(9/23日)	1か月	80	2.90	3.85	192.1	SNB
(9/24日)	1か月	296	0.99	3.45	152.1	日銀
9/26日	1週間	350	2.36	4.50	285.7	ECB
		300	1.06	2.99	134.8	BOE
		49	0.54	2.65	100.7	SNB
	1か月	50	3.36	3.77	203.9	DNB
		100	1.30	3.17	143.4	RBA
9/30日	1か月	30	2.00	3.60	185.3	BON
10/1日	1週間	134	0.45	2.56	86.3	BOE
	1か月	70	1.27	4.10	241.3	SR
10/3日	1週間	300	1.17	2.57	102.6	BOE
10/6日	3か月	1,381	0.92	1.39	-2.1	Fed
	3か月	200	4.43	1.39	-2.1	ECB
(10/7日)	3か月	40	2.23	4.45	301.8	SNB
(10/7日)	3か月	200	1.81	4.14	270.3	日銀
10/7日	1週間	175	0.58	2.68	95.3	BOE
	1か月	50	1.70	4.00	239.2	DNB
10/8日	1週間	125	1.01	3.29	184.1	BOE
10/9日	3か月	100	1.40	3.49	227.9	RBA
10/10日	1週間	300	1.31	3.20	195.8	BOE

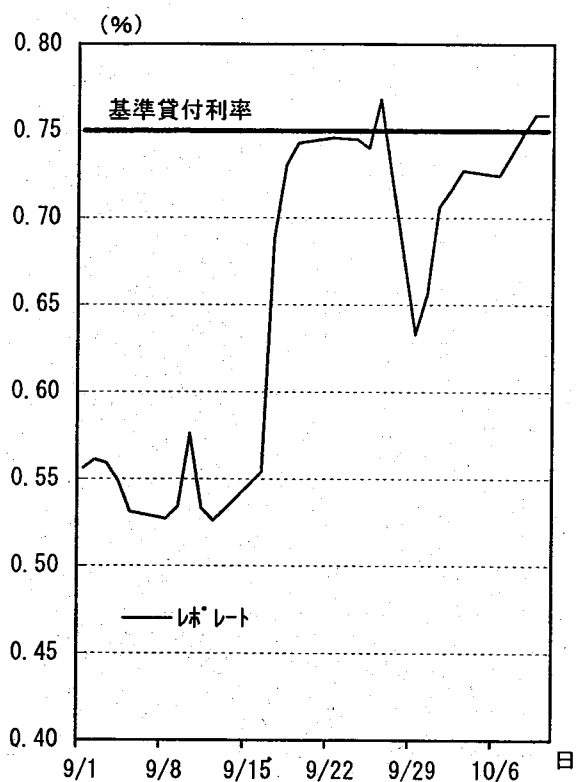
(注) Fed : 米国、ECB : 欧州、SNB : スイス、日銀 : 日本、BOE : 英国、BOC : カナダ、RBA : オーストラリア、SR : スウェーデン、DNB : デンマーク、BON : ノルウェー。

(出所) 各国中銀

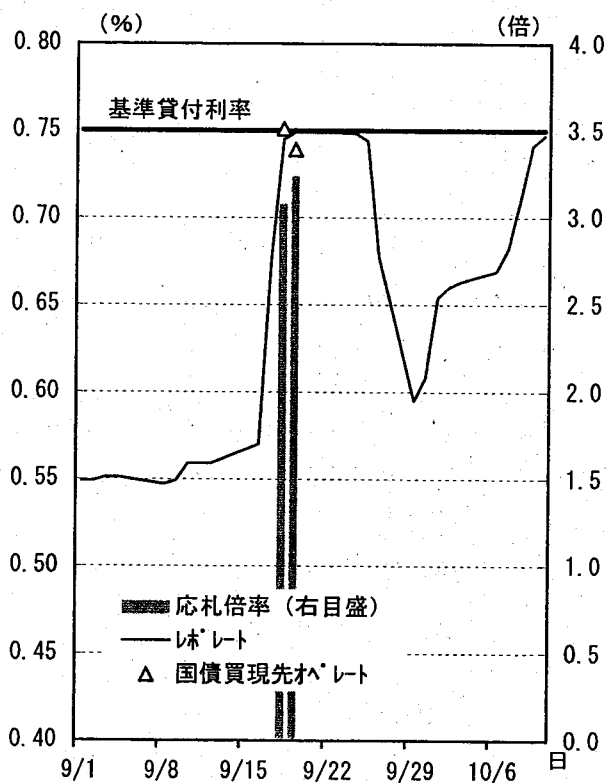
(図表 9)

東京レポレートの推移

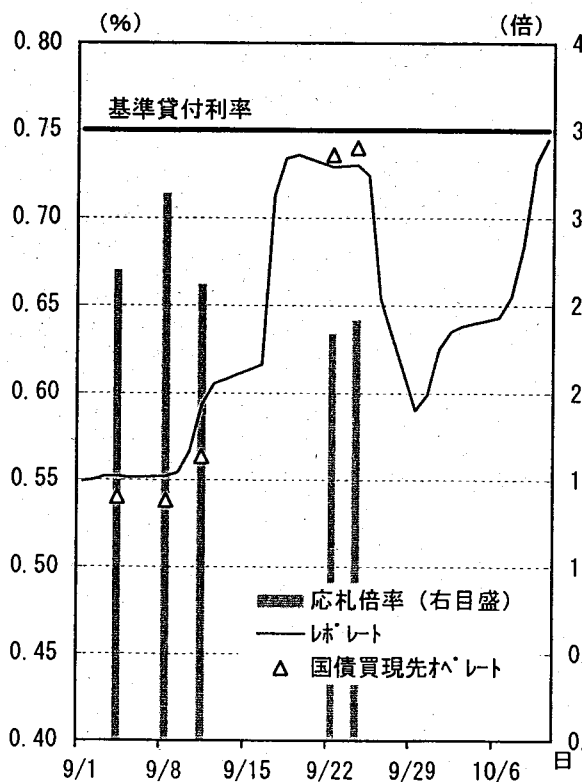
(1) 翌日物 (S/N)



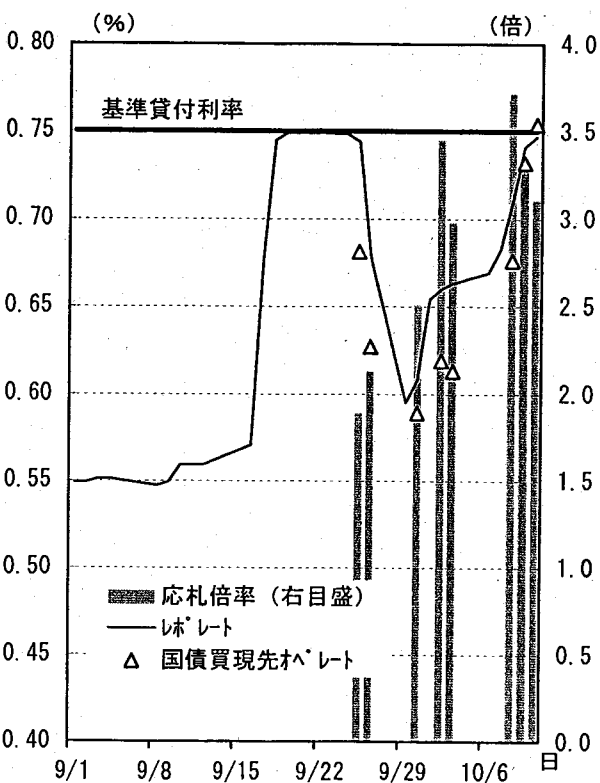
(2) 1週間物



(3) 2週間物



(4) 3週間物

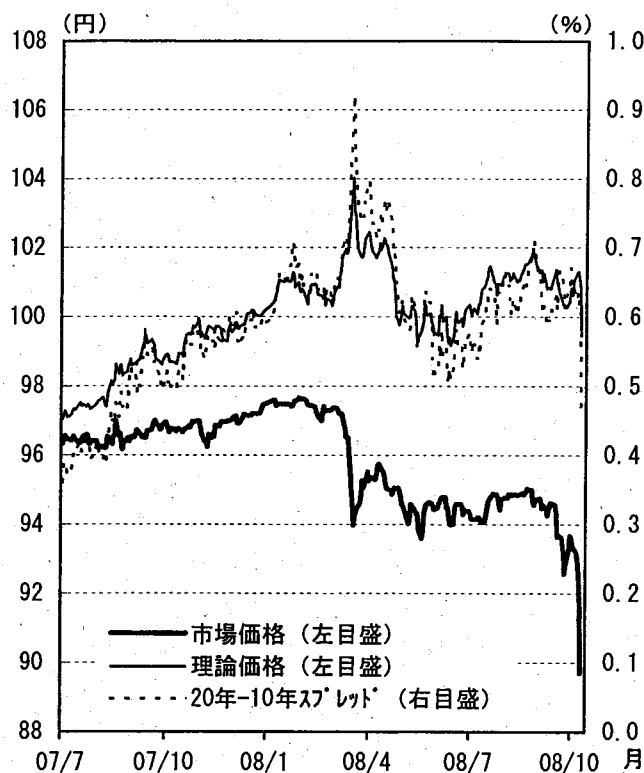


(注) 直近は10/10日。

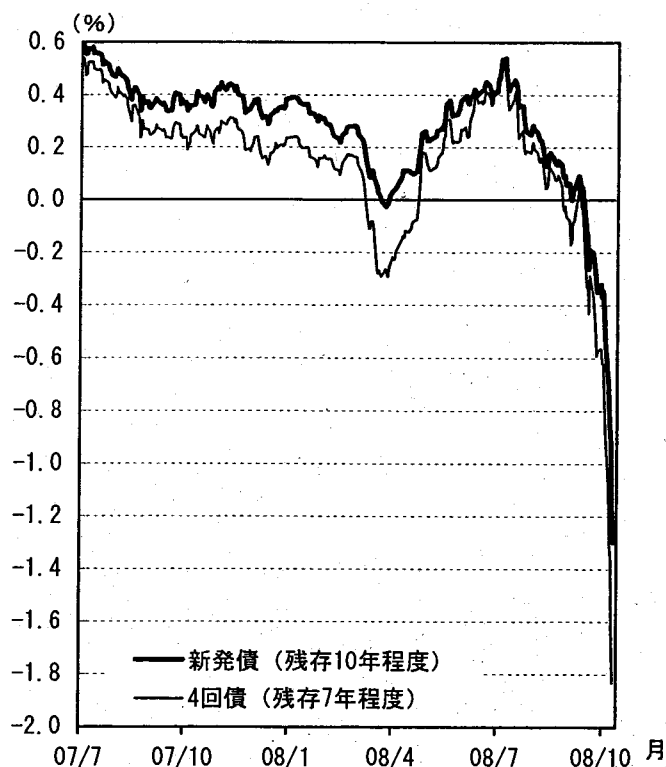
(出所) 日本銀行

金利市場の歪み

(1) 15年変動利付国債価格の推移



(2) BEIの推移

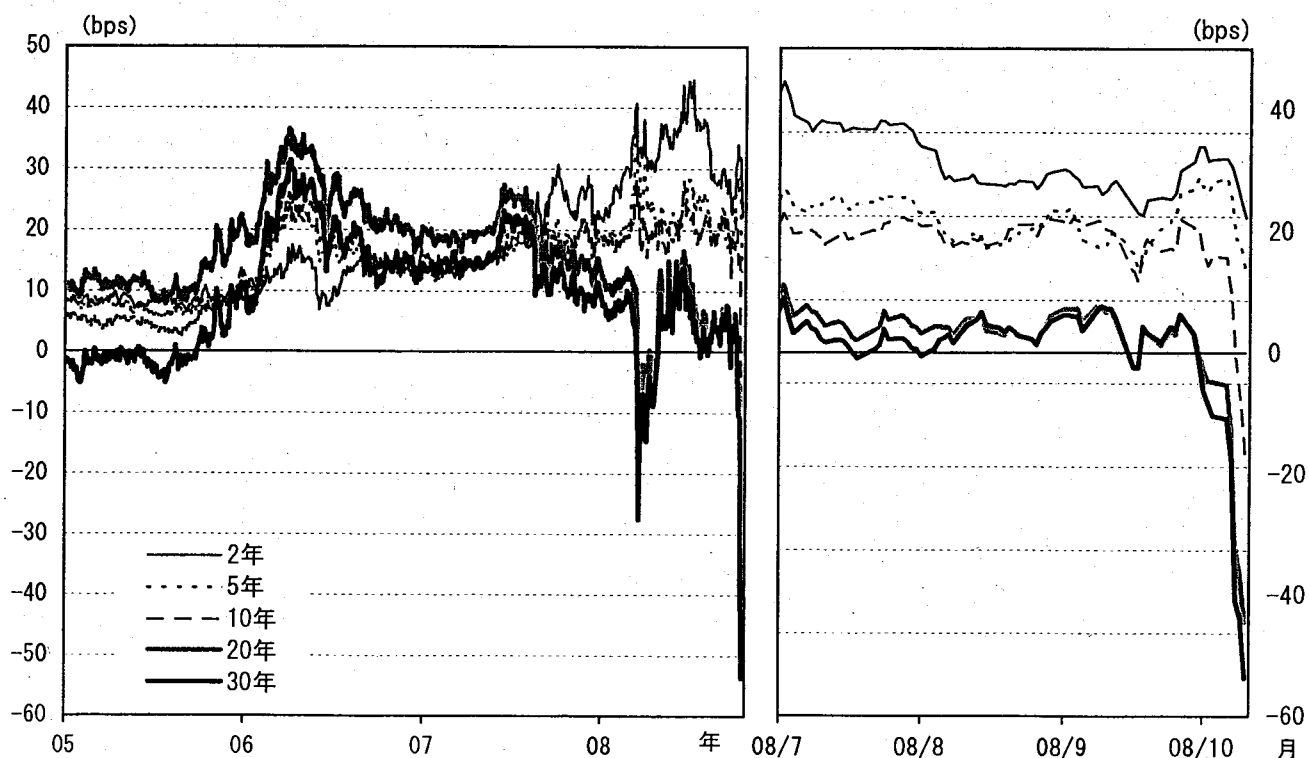


(注) 1. 市場・理論価格は15~48回債の単純平均。

2. 直近は10/10日。

(出所) 日本相互証券、QUICK、Bloomberg、日本銀行

(3) スワップスプレッドの推移



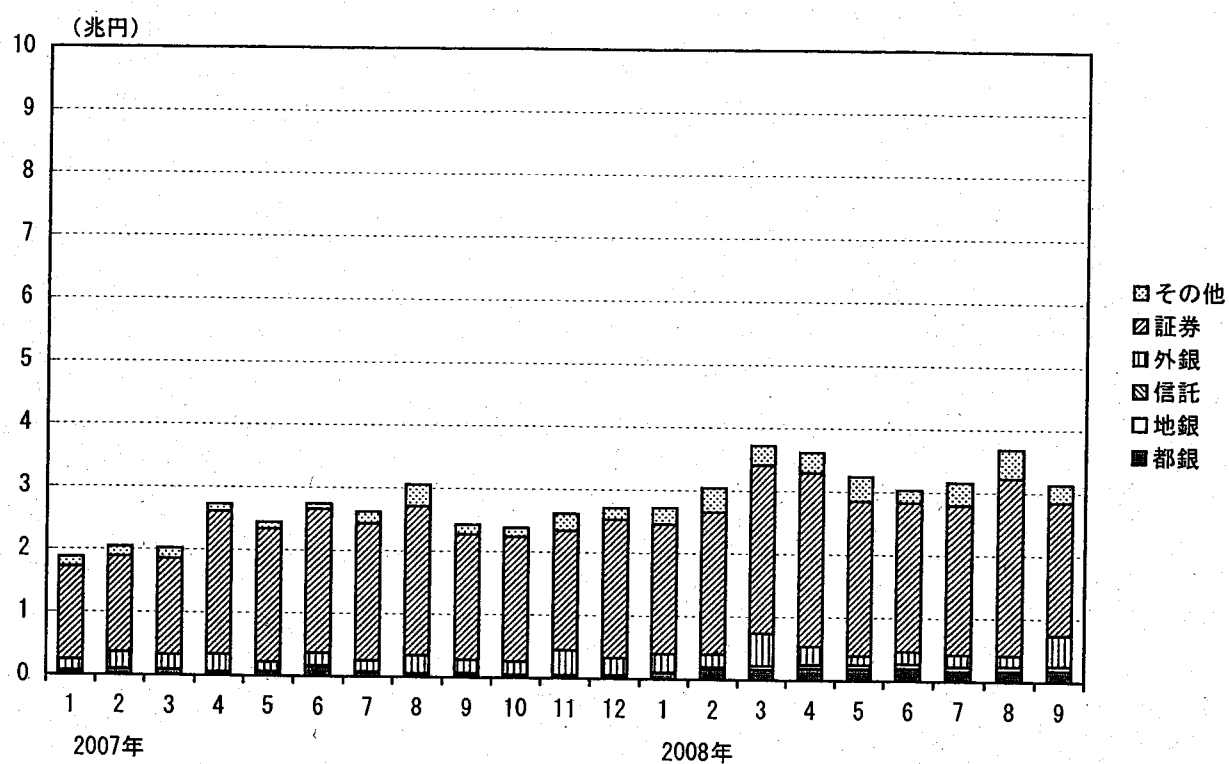
(注) 直近は10/10日。

(出所) QUICK

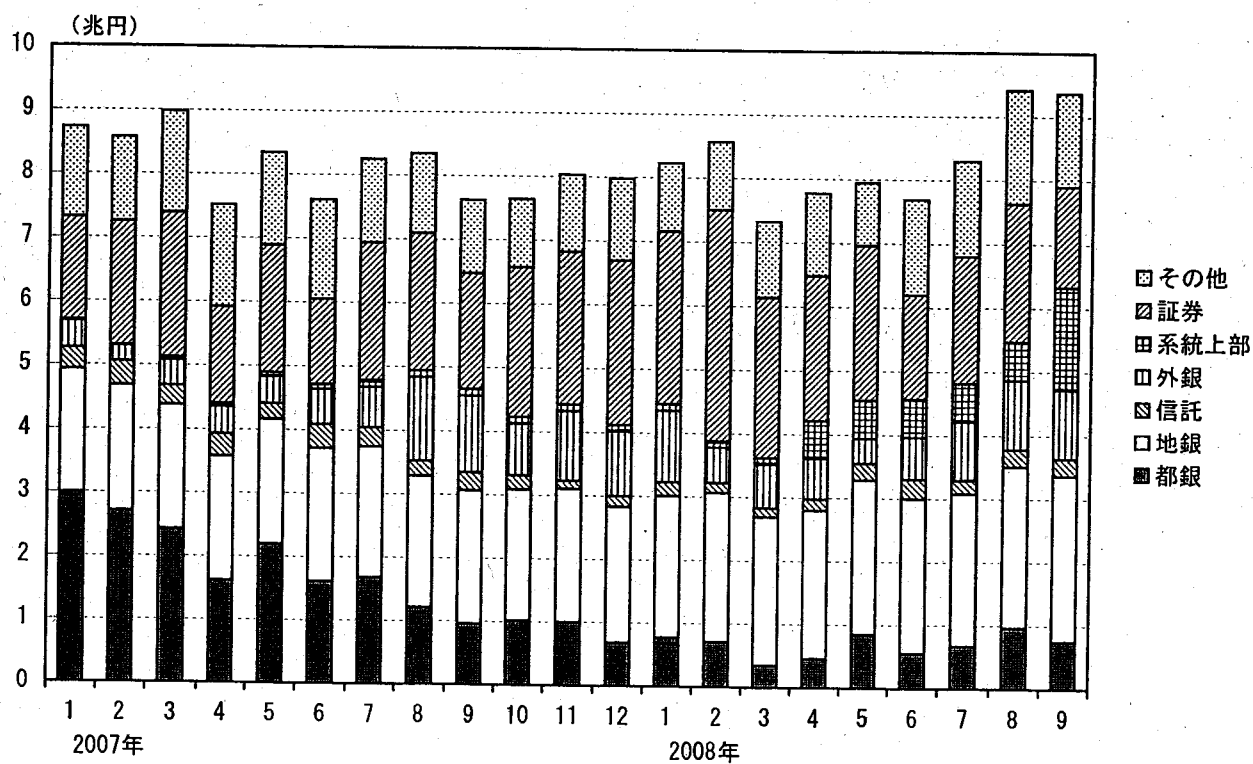
(図表11)

共通担保の受入状況

(1) 物価連動国債 (市中残高8.3兆円)



(2) 変動利付国債 (市中残高42.7兆円)

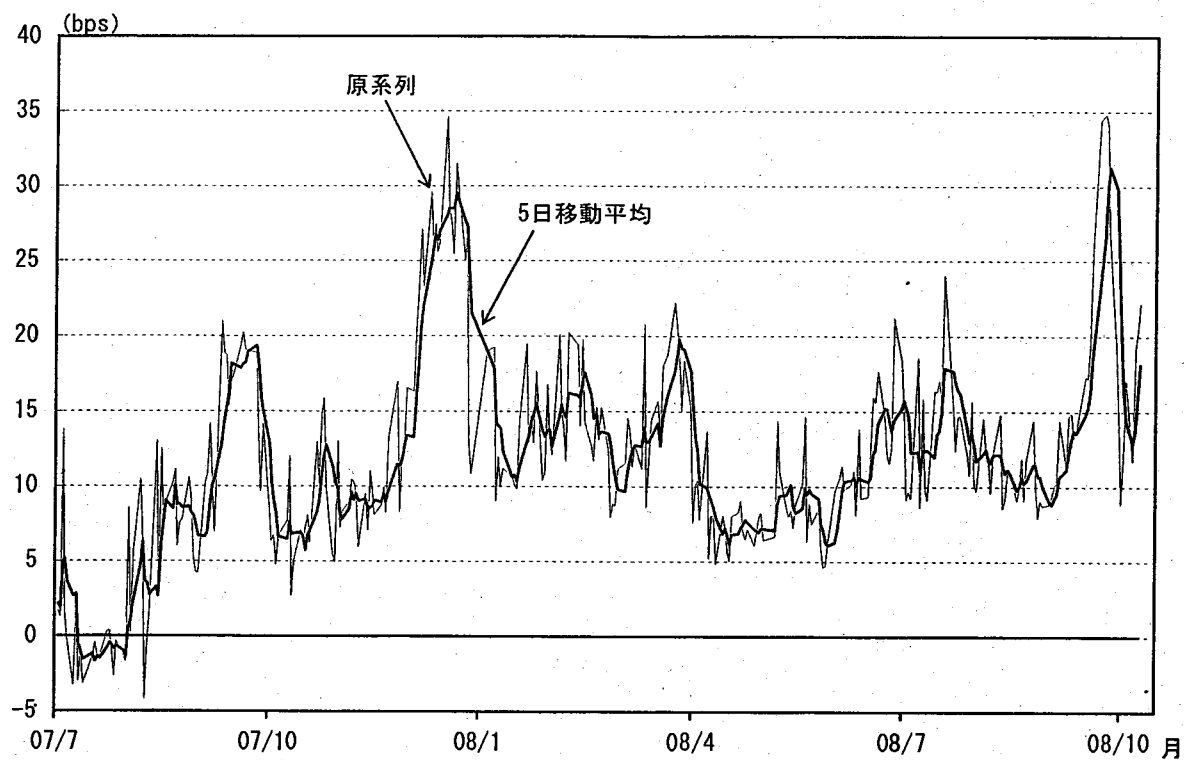


(注) 対外非公表。市中残高は2007年度末のもの。

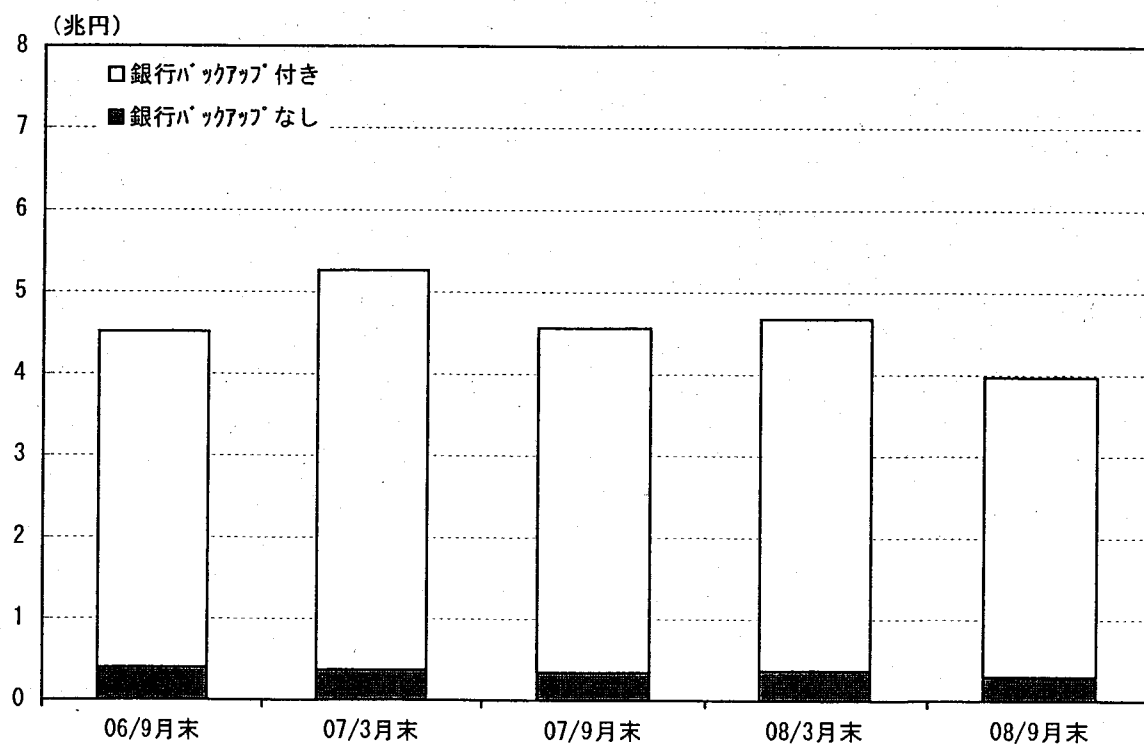
(出所) 日本銀行

CP市場の動向

(1) CP発行スプレッドの推移



(2) ABCP残高



(注) (1)は、CP発行金利（全タームの平均）とFB（3か月物）との格差（対外非公表）。直近は10/9日。

(出所) 日本銀行

議事録公表時まで対外非公表

＜不開示情報：有（種類：審議・検討）＞

＜配 付 先：金融政策決定会合関係者限り＞

＜作成局における保管期間満了時期：2038 年 12 月＞

2008.10.14

企 画 局

「金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策」

に関する検討のポイント

- ・ 最近の国際的な金融情勢の展開やわが国短期金融市場の状況をどう評価するか。
- ・ 上記の評価や海外中央銀行におけるこれまでの対応等を踏まえ、金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策として、次のような事項についてどう考えるか。
 - （1） 国債レポ市場の流動性改善
 - （2） CP市場を通じた企業金融の円滑化
 - （3） ドル供給オペの拡充

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>
<作成局における保管期間満了時期：2038年12月>
<配付先：金融政策決定会合関係者限り>

2008.10.14

金融市場局

市場動向を踏まえた調節運営の実務面での対応について

- 金融市場局では、最近における内外の金融資本市場の動向を踏まえ、本日お諮りしたい事項に加え、調節運営の実務面で、以下の対応を行うこととする。

1. 国債レポ市場における流動性改善のための措置

国債補完供給の最低品貸料を引き下げる（1%→0.5%）。また、現在実施中の希望先要件の緩和（3先→1先）等の制度利用にかかる要件緩和措置を延長する（いずれも、2009年1月16日まで）。

2. 市場を通じた企業金融の円滑化のための措置

現在、概ね四半期に一回実施しているCP等買現先オペについて、頻度・金額の面でより積極的活用を図る。

3. 年末越え資金の積極的な供給

年末越えのターム物オペを早期に開始することにより、年末越え資金を積極的に供給する。

以 上

2008.10.14

企 画 局

金 融 市 場 局

金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策について

(説明資料)

<頁>

- 金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策 1
について

(政策委員会付議文)

- 「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等に関する 6
件

(説明資料)

金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策について

最近における国際的な金融情勢の展開を踏まえ、わが国金融市場の安定確保に万全を期する観点から、金融調節面での対応を図るため、所要の措置を講じることとしたい。

1. 背 景

最近における国際的な金融情勢の展開の下で、米ドル短期金融市場では流動性が逼迫する状況が続いている。また、わが国金融市場においては、国債レポ市場で流動性の低下がみられるほか、市場を通じた企業金融面でも一部で資金調達環境に厳しさが窺われる。こうした中で、本行が金融市場調節を円滑に行うとともに、わが国金融市場の安定確保に万全を期する観点から、金融調節面での対応を図るため、所要の措置を講じることとしたい。

—— 本行は、10月8日、「金融調節面で更に改善を図る方策について速やかに検討」することを公表。本件は、こうした方策のうち、「日銀当座預金制度の運用」(検討中)を除き、金融政策決定会合で決定する必要がある措置を取り纏めたもの。

—— なお、金融機関の流動性と資金調達の円滑化に広範に資する観点から、昨日(10月13日)、本行を含む5つの中央銀行(イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度、本行、スイス国民銀行)は、米ドル短期金融市場の流動性向上のための更なる対策を協調して公表(参考1参照)。

2. 「国債の条件付売買基本要領」の一部改正

- 国債レポ市場における流動性の改善を図る観点から、国債現先オペの対象として、変動利付債、物価連動債および30年債を追加するため、これらの国債にかかる時価売買価格比率(いわゆるヘアカット率)を定める。

—— 同オペの現行基本要領においては、これらの国債に関する時価売買価格比率が設定されていない。

—— なお、時価売買価格比率は、買現先と売現先の双方について定めるが、現在の国債現先オペの実務を踏まえ、実際にこれらの国債を売現先に用いることは想定していない。

3. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」の制定

- 市場を通じた企業金融の円滑化に資する観点から、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）市場において引続き主流とみられる金融機関による信用補完が付された ABCP を、時限的特例として担保・オペ適格とする。
- このため、適格担保取扱基本要領上、取引先または取引先の関係企業が保証する債務を原則として不適格としている規定を、ABCP については、平成 21 年 4 月 30 日までの間、適用しないこととする。

4. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等

- ドル供給オペにおいて、「固定金利を提示して、適格担保の範囲内で、供給総額に制限を設けずにドル供給を行う方式」を導入する。

—— 各国中銀による固定金利方式のドル供給においては、ニューヨーク連邦準備銀行（FRBNY）が、期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップの実勢金利に一定のスプレッド（当面 100bps を想定）を上乗せした金利を提示する枠組みが採られている。本行のドル供給オペの固定金利方式においても、当該金利を利用する。

- 上記の供給総額に制限を設けない固定金利方式のオペを実施するため、「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」を改正し、同為替スワップ取極においては、引出限度額を設けないこととする（従来は 1,200 億ドルの引出限度額を設定）。

—— ドル供給オペおよび FRBNY との為替スワップに係るその他の基本事項は変更しない。

5. 今後の予定

- 上記 2. の基本要領の改正は本日より実施する。
- 上記 3. については、特則扱いとなる ABCP の受入準備を進めたうえで、本年 10 月末までに実施する。

- 上記４．の基本要領の改正は本日より実施し、また、為替スワップ取極については、速やかにFRBNYとの間で取極の変更を行う。そのうえで、公表済みのスケジュールに従って、次回（10月21日）以降のドル供給オペを固定金利方式により実施する方針。

以 上

(参考1)

2008年10月13日

日本銀行

米ドル短期金融市場における流動性向上のための更なる対策

金融機関の流動性と資金調達の円滑化に広範に資する観点から、本日、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度、日本銀行、スイス国民銀行は、米ドル短期金融市場の流動性向上のための更なる対策を、協調して公表することとした。

イングランド銀行、欧州中央銀行、スイス国民銀行は、固定レートで入札額全額を供給する米ドル資金供給オペレーション（7日物、28日物、84日物）を実施する予定である。各オペレーションが行われる前に、固定レートが提示され、そのレートで資金供給が行われる。これらの米ドル資金供給オペレーションに応札する金融機関は、当該中央銀行に差し入れている適格担保の範囲内で、希望する金額の米ドル資金を調達することができる。これに伴い必要となる米ドル資金需要に対して十分な対応を図るため、米国連邦準備制度とイングランド銀行、欧州中央銀行、スイス国民銀行との間の米ドル・スワップ取極の金額は増額される予定である。日本銀行も、同様の措置の導入に向けて検討を行うこととした。

中央銀行は、引き続き協力し、短期金融市場に十分な流動性を供給するために万全の措置を講じていく方針である。

各国中央銀行の措置

各国中央銀行の措置については、下記ウェブサイト参照。

イングランド銀行	http://www.bankofengland.co.uk
欧州中央銀行	http://www.ecb.int
米国連邦準備制度	http://www.federalreserve.gov
スイス国民銀行	http://www.snb.ch

以 上

(参考2)

2008年10月14日

日 本 銀 行

金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策について

日本銀行は、最近における国際的な金融情勢の展開を踏まえ、わが国金融市場の安定確保に万全を期する観点から、金融調節面で以下の対応策を講じることとし、本日開催した臨時の政策委員会・金融政策決定会合において、所要の措置につき決定を行った。日本銀行としては、これらの対応策を通じて、引き続き適切な金融調節の実施に努める方針である。また、10月8日公表の総裁指示に基づき、日本銀行当座預金制度の運用など、今回公表する措置以外の更なる改善策についても、できるだけ速やかに結論を得ることとする。

1. 国債レポ市場における流動性改善のための措置

- (1) 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30年債を追加する。
- (2) 国債補完供給の最低品貸料を引き下げる(1%→0.5%)。また、現在実施中の、制度利用にかかる要件緩和措置を延長する。

2. 市場を通じた企業金融の円滑化のための措置

- (1) 現在、概ね四半期に一回実施しているCP現先オペについて、頻度・金額の面でより積極的活用を図る。
- (2) 2009年4月末までの時限措置として、資産担保CP(ABCP)の適格要件を緩和し、担保およびCP現先オペの対象資産として、日本銀行取引先の保証するABCPを適格とする。

3. 年末越え資金の積極的な供給

年末越えのターム物オペを早期に開始することにより、年末越え資金を積極的に供給する。

4. ドル供給オペの拡充

米ドル短期金融市場における流動性向上のための中央銀行間の協調策(10月13日公表)に基づき、日本銀行においても、「固定金利を提示して、適格担保の範囲内で、供給総額に制限を設けずにドル供給を行う方式」を導入する。

以 上

(政策委員会付議文)

「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

最近における国際的な金融情勢の展開を踏まえ、適切な金融調節を通じて金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」を別紙2. のとおり制定すること。
3. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成20年9月18日付政委第77号別紙1.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成20年9月18日付政委第77号別紙3.）を別紙4. のとおり一部変更し、これに沿ってニューヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取極の内容を一部変更すること。

以 上

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正（案）

- 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別およびならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表 1 に定めるとおりとする。

- 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

（1）イ. 残存期間 1 年以内のもの	1. 0 0 1
（2）ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1. 0 0 7
（3）ハ. 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	1. 0 1 7
（4）ニ. 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	1. 0 2 4
（5）ホ. 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	1. 0 3 3
ヘ. 残存期間 3 0 年超のもの	1. 0 5 1

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1. 0 0 1
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1. 0 0 7
ハ. 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	1. 0 2 2
ニ. 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	1. 0 2 2

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1. 0 1 3
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1. 0 1 9
ハ. 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	1. 0 2 5
ニ. 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	1. 0 3 8
ホ. 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	1. 0 5 1
ヘ. 残存期間 3 0 年超のもの	1. 0 5 7

2. 売却の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

—(1)—イ. 残存期間1年以内のもの	0. 999
—(2)—ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 993
—(3)—ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 984
—(4)—ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 977
—(5)—ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0. 969
ヘ. 残存期間30年超のもの	0. 954

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0. 999
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 993
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 979
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 979

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0. 988
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 982
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 976
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 965
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0. 954
ヘ. 残存期間30年超のもの	0. 948

(附則)

1. この一部改正は、平成20年10月30日より実施する。
2. 本日より平成20年10月29日までの間は、以下の時価売買価格比率を適用する。

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ. 残存期間1年以内のもの	1. 002
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1. 006

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1. 019
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1. 036
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	1. 048
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	1. 071
(2) 変動利付国債	
イ. 残存期間 1 年以内のもの	1. 002
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1. 006
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1. 009
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1. 009
(3) 物価連動国債	
イ. 残存期間 1 年以内のもの	1. 013
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1. 019
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1. 031
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1. 051
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	1. 071
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	1. 085

2. 売却の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ. 残存期間 1 年以内のもの	0. 998
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0. 994
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0. 982
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0. 967
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0. 957
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	0. 938

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	0. 998
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0. 994
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0. 991
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0. 991

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	0. 988
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0. 982
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0. 970
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0. 954
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0. 938
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	0. 927

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」(案)

1. 資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券の適格性判定においては、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.) 5. の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。
2. 本行は、本行資産の健全性を確保する観点から、特定資産の信用度その他に特段の問題があると認める場合には、1. と異なる取扱いをすることができる。
3. 本措置は、平成20年10月末までの総裁が別に定める日から実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正（案）

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、最近における米ドル市場の流動性の状況が円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として、~~貸付利率を入札に付して~~行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ. 金利入札方式

貸付利率は、~~これを入札に付して~~コンベンショナル方式により決定する方式。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行が指定する貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利をその下限とする。

ロ. 固定金利方式

ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率を貸付利率とする方式。

(2) 利息の徴収

利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

(附則) この一部改正は、本日より実施する。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正（案）

- 5. を横線のとおり改める。

5. 引出限度額

実行残高の上限として、~~1, 200億ドル~~設定しない

要 回 収

一 覧 後 廃 棄

要 注 意

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>

<配付先：金融政策決定会合参加者>

[議 長 案]

金 融 市 場 調 節 方 針 の 決 定 に 関 す る 件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移
するよう促す。

以 上

(別 添)

2008年10月14日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致または賛成○反対○^(注)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移
するよう促す。

以 上

^(注) 賛成：〇〇委員、〇〇委員（以下略）
反対：なし、または〇〇委員（以下略）